

令和元年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

「倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）」～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
 「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
 「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、
 市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等
 措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
117	意見 20	第4章 働く場を創るまち倉敷 Ⅲ 地元就職の推進 5. 奨学金給付貸付事業 ＜返還一部免除型貸付の資格証明 について＞	市は制度の適用にあたって、受給者の資格保有要件の充足を確認する必要がある。したがって、例えば就労証明書に事業者の資格証明書等による確認のチェック欄を設ける等の方法を検討すべきである。	学事課	措置済	毎年提出する就労証明書に事業者による資格確認チェック欄を設けました。
117	意見 21	第4章 働く場を創るまち倉敷 Ⅲ 地元就職の推進 5. 奨学金給付貸付事業 ＜貸付金の返還方法について＞	返還義務者の利便性、担当課の事務負担、返還の確実性を考慮して、引落による返還及び月賦による返還を検討すべきである。	学事課	対応中	引落及び月賦返還について、一定のニーズは考えられるものの、口座登録をしたくない方や、親子で分担して返還しているなどで納付書の方が都合がよいと言われる方もいます。担当課の事務負担については毎月の収納確認及び督促や銀行対応などむしろ増加すると予測されます。今後とも市の収納率の状況や奨学金制度の動向を注視し、慎重に検討してまいります。
117	意見 22	第4章 働く場を創るまち倉敷 Ⅲ 地元就職の推進 5. 奨学金給付貸付事業 ＜遅延損害金の徴収について＞	奨学金貸付債権は私債権であり、返還に遅れが生じた場合には遅延損害金の徴収を検討すべきである。	学事課	対応中	奨学金は経済的な事情により修学困難な方を対象としており、卒業後も収入が低く返還が困難な場合もあります。返還が遅れた方には文書による督促や電話連絡を行っており、その中で生活が苦しいというご相談があれば、分割納付を認めることがあります。現在の滞納者は、相談し分割納付を認めている方のみとなっています。遅延損害金による納付促進は一定の効果があると考えますが、導入についてはその影響を考慮に入れ慎重に検討しているところです。

（公表日：令和3年3月26日 通知日：令和3年3月15日 倉市教教企第81号）